

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

平成30年9月4日提出

平成30年9月4日報告

藤岡市長 新井 雅 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項として、下記のとおり専決処分する。

平成30年7月24日

藤岡市長 新 井 雅 博

記

- 1 損害賠償の額 67,030円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●● ● ● ● ●

3 事件の概要

平成30年5月29日（火）午後2時頃、藤岡市篠塚601番地の市営住宅萩の宮団地において、相手方の車両が側溝に乗り上げたところ、側溝のコンクリート蓋が落下しタイヤが落ちたため、車両のバンパーに損害を与えたものである。